【関東地区】 点検チェックリスト

移転雑費

IASS 一般社団法人 社会資本整備支援機構 Infrastructure Adjustment Support System

【凡例】

〇 標準書

損失補償算定標準書 通損編 令和5年度版 関東地区用地対策連絡会 編著 国土交通省関東地方整備局

算定年月日	令和5年4月1日	算定者	00 00	
採用単価	令和5年度	消費税等	相当額の補償の要否	要

			1 .6	\$ 転	雑費	1, 1	償金	₩	定			+4. +5.)
			移					异 ——				231, 666. –
整理番号		1	住所	〇〇県	00市00) 1 – 2 –	- 3		氏	名	00	00
※ 1											(321,980)
1. 移転	先ス	ては代	替地等の	選定に要	する費用	(A又は	B+C	D又は	E)			<u>¥328,580</u>
建物等の所有		交	通費及び日	当	※ 2	補償日数	(表の種別		※ 2	補償日数	有	甫償額 (A)
者又は借家人	1	[通損	[編P127] ⊐-	·	[通損	編P128] 補	償日数表		2	[同左] 自己選定	①×②	
等が自ら選定 する場合											()
, 0 , 0		-	通費及び日	W.	※ 2	社供口料	まの託則		※ 2	** □ ***		
	(Ī)						表の種別			補償日数		
	(I)	L理技	i編P127] コー			編P128] 補	頂口奴衣		2	[同左]業者選定		
				, 460) , 660	自用	家・再築・	構外・仮住	居無		3 目		
	7-1-		Т				居所要面積		₹6 ∤		ħ	捕償額 (B)
	建物	仮の住選	3			4		5	[通損	i編P129]	3×4×5	
	所	居定			仮住居補償	金調査算定	書など	委	託報酬額	適用区分表 注:d	()
	有者		[通損編P	130] (別表-	1)委託報酬率	×表				-		
宅地建物取引	等	移の	面積	単価	基礎額	報酬率◆	報酬額内訳	※4 報酬	酬額 <mark>※5</mark>	交通費日当		甫償額 (C)
七地建物取引 業者に委託す	の場	転選	実測 m ²	買収単価	※ 3	5 / 100	100,000	6		①×②	6 + (1) × 2))
る場合	合	先 定 地	110 01	76 100	0 206 001	4 / 100 3 / 100	80,000	1	311, 600)	(10, 380)	(321,980)
		TE	110.21 標準家賃	76,100	8,386,981 建物庙田	五積 ※6 神	131,600	<u> </u>	311,600	16,980 費日当	*	328,580 捕償額(D)
		借家	7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8		通損編P129]	①×②		ューゴ [編P127] コード401		
	借字	契	-	人補償金調査	□゜ 査算定書など		報酬額適用		±. 1		()
	家人	約				注:b:	又はd	1317			`	,
	の	権時	権利設定対	廿価(権利金	等一時金)	報酬率	報酬額内訳	報酬	酬額	交通費日当	有	甫償額 (E)
	場合	利金	10			5 / 100		11)		①×②	①+(①×②))
		金の等場	11		ructur	4 / 100	ustme	nt 8		ort Syste	m ()
		合				3 / 100						
0 34 4	l. a	八工姓	ルー・エー・フ	弗田 / 5			`				(1,588,840)
2. 依节	上。	ノナ税	建築種別	賃用 (「	+G+H	エエナ J k面積の合き			40 市二	工法	1	¥1, 691, 290
		木 浩	二階建専用	 住字	ν	72.03 m ²	il	重		一 同種同等)		
※ 1	※ 2				(2)	建築物確認	申請	※3 ③		工事監理等		
建築等の確認に要する典田	(① 建多	築物確認申記	青手数料		手続業務報				务報酬額	有	甫償額 (F)
に要する費用	特定	行政庁	が定める申	請手数料				別	紙参照		1)+2+3	
	確認明	申請24,00	00+完了検査2	6, 000							(1,467,100
				50,000						1,467,100		1,517,100
※ 4			1]【参考】	コート* 405		<u></u> 内訳		[通損編P	151]【参	考】 コート* 406, [P152 I]〔別表-1〕 	内訳 ————————
※ 5		送失登記 三要する		(26, 400)	基本報酬額	26, 400		1	登記申請する費用	※7 (63, 480)		, 300、建物調査19, 220 00、階加算4, 460×1
※ 6				26, 400 - * 406, [P152	 [別表-1]	内訳				63,480 考】コート*407,[P152		
建物登記に		示変更	1	, 100, [. 102	, (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1 10/		+	登記に	37 (11, 600)	報酬額11,6	
要する費用		要する							る費用	21,600	登録免許税	$10,000$ X11 X12 $\times 1.5/1,000 = 10,047$
	割	果税標準	基額72.03×9	93,000=6,6	98, 000 (6, 69	8, 790) 💥	3 ※ 9 ※ 1	0				#償額 (G)
	ΓÉ	動車の	登録事項変更	更等 [通損絲	—————— 扁P155](適用	区分表)					1)+2+3	+ 4
Γ	Ħ			[通損絲	≣P156~157]	[別表 - 1]	(7) =-1* 420	~ (ウ) コード	422		(101,480)
※ 13 —	_ ₹	の他官	公署 —————		扁P158]⊐-ド40			10/10	28/40			111, 480
土地の権原の	権原		る登記の有無			14 ※15				通損編P153~154]		前償額(H)
登記に要する 費用			の種類	所有権			000 (2, 453, 052			別表-1〕コート*408	(19,500
※ 16 ——										2:	56,200 甫償額 (I)	
その他官公署 等に対する	\ 	動車の) 登録事項変	更等に要す	る費用2950		変 更 350 + 保	管場所証	明2.600)	※ 17	()
費用	•			る費用600			PK	// Hills	, /	74.4	`	3,550
			通費及び日			※ 19 種	切		※ 19	9 日数計	有	甫償額 (J)
上記の手続に 要する交通費	(5)	[通損	[編P158]コート	* 410	[通損編P16	4~165]標準	単日数表など		6	同左	5×6	MAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA
要する父連貨 及び日当				(380)							(760
	1		1	480	白田	家 • 面筑 •	構外 • 仮住	足無		2 日	1	2 960

1. 利	多転先又	は代替地等の選定に要する費用
	※ 1	移転先選定に要する費用の補償は、原則として、建物所有者等が自ら選定する「自己選定」とし、当該地域の実情等によって、自己選定することが困難であると認められるときは、宅地建物取引業者に委託して選定する「業者(委託)選定」とする。
		[*要点ポイント] 打合せ等により「業者選定」としている場合も多いため、状況を要確認のこと。
	※ 2	種別及び補償日数は、就業不能日数表から種別に応じて記入する。
	※ 3	土地所有者の場合、買収に係る土地等の価額(残地を含む利用面積×当該土地価格)とする。
		[*要点ポイント] 用地測量業務と用地調査等業務を合併して発注されている業務である場合、土地価格(土地単価)が確定していないため、算定されていない場合もある(発注者へ算定状況の報告等を要する)。
	※ 4	委託報酬相当額の端数処理は、100円未満切り捨てとする。
	※ 5	略算式:基礎額が、(1)400万円超 (2)200万円超400万円以下 基礎額×3%+6万円 基礎額×4%+2万円 基礎額×5%
	※ 6	補償月数:0.5か月(借家人又は借間人のみが委託報酬額を負担する慣習がある地域については、1.0ヶ月とする。)
		[*要点ポイント]発注者側で補償月数が定めれられている場合もあるため、状況を要確認のこと。
2. %	去令上の	手続に要する費用
	※ 1	移転対象建物のうち、建築確認等の法令上の手続きを要する建築物等について算定する。
		[*要点ポイント] 建物の他、確認申請等を要する工作物(広告塔4m超等)にも注意が必要。
	※ 2	補償対象となる建物等の管轄の特定行政庁が定める手数料で算定する。
		[*要点ポイント]標準書掲載単価はあくまで参考であるため、算定に用いることはできない。その旨が「建築確認申請手数料は各特定行政庁によって対象地域及び建築物の構造規模が定められているので、各手数料条例等を調査し適用する。」等と補足説明されている。
	※ 3	建築士法に基づき、建築士による設計及び工事監理を必要とする建築物のほか、原則として、建築確認申請を要する建 物について補償する。なお、算定は適宜別紙(任意様式)を用いて行われているのが大半である。
	※ 4	建物登記がある場合、登記ごとに標準書の区分に応じて必要となる登記費用(①~④)を算定する。
		[*要点ポイント]登記と移転対象建物を照合し、各登記費用の要否判断が必要。 要否判断の結果、補償対象外と判断される例:既に取壊された建物の登記だけが残っている場合、移転対象建物(又は その一部分)に該当するか否か十分に照合できない場合等。
	※ 5	建物登記に要する費用の算定における建物面積は、登記簿面積又は実測面積のいずれか少ない面積を基本とする。
		[*要点ポイント]不動産登記法と建築基準法との求積ルールの違いによる場合、増改築等が登記に反映されていない場合等、登記簿面積と実測面積の差異が生じる原因は様々である。
	※ 6	建物が複数棟ある場合の建物調査に要する費用は、各棟ごとに算定した金額の合計額とする。ただし、50㎡以下の附属 建物の場合は、主たる建物の床面積に合算して適用する。
	※ 7	照応建物の登記に要する費用(表示登記・保存登記費用)の補償については、照応建物の構造規模により補償額を算定する。
	※ 8	課税標準額は、補償対象建物を管轄する法務局「新築建物課税標準価格認定基準表」を基に算定する。
	※ 9	複数の用途や構造からなる建物等の課税標準額の算定は、それぞれの用途や構造に対応した単価に面積を乗じたものの合計を課税標準額とする。
	※ 10	課税標準額が、1,000円に満たないときは1,000円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
	※ 11	保存登記の登録免許税率は、本則税率4/1,000、住宅用家屋の軽減税率1.5/1,000(令和6年3月31日まで)。
		[*要点ポイント]標準書に掲載されていないが、併用住宅の場合は床面積の90%を超える部分が居住用である場合に軽減税率の適用対象となる。「住宅用家屋証明」に関する情報が掲載されている各自治体のHPが参考になる。
	※ 12	登録免許税額が、1,000円に満たないときは1,000円とし、1,000円を超える額で100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
	※ 13	建物の敷地について、建物を所有するための権原の登記がなされている場合で構外移転の場合に補償する。
	※ 14	移転前の敷地の評価額を課税標準額とする。
	> */ - =	[*要点ポイント]評価額は、「固定資産税課税標準額」とは異なる点に要注意。
	※ 15	所有権移転登記の登録免許税率、軽減15/1,000(令和8年3月31日まで)。
	※ 16	関係法令及び県・市町村条例等を確認し、必要と認められる費用を計上する。 (標 準)自動車の登録事項変更等に要する費用、その他官公署に対する費用(住民票等の変更等に要する費用) (その他)公共給水設備関係費用、法人の本支店移転に伴う登記費用、営業許可申請手数料等
	※ 17	[*要点ポイント]営業用建物等の移転に伴い補償を要する費用は、営業補償との重複計上に注意。 自動車車検証等の記載を確認し、補償の更不を判断のこう、適用区公表により必要したる费用を管定する。
	×11	自動車車検証等の記載を確認し、補償の要否を判断のうえ、適用区分表により必要となる費用を算定する。 [*要点ポイント] 引越し等による記載事項変更がなされておらず、移転対象地と異なる住所・位置で登録されている
	W10	項目は補償対象外と判断せざるを得ない場合がある。
	※ 18 ※ 19	その他官公署に対する費用(住民票、印鑑証明の変更等に要する費用)は、世帯が移転する場合について補償する。 種別及び補償日数は、就業不能日数表から種別に応じて記入する。
	X13	性別及び補負日数は、処果不能日数衣がり性別に応じて記入する。 [*要点ポイント]移転に伴う以下の手続きの要否を確認のうえ、補償日数を認定する。 (1)土地、建物の登記及び建築確認等、(2)住居変更届

3. 転居	通知	□費、移転	旅費その)他の熱	推費 (K	+ L +1	м)				(※ (123,740 215,000 ¥457,140
通損編P159]	#	移転通知					移転旅費					<u> </u>
多転通知費、		等の費用	②家族.	人数	③交通	費	4)日当	⑤移転回数	6金	額		補償額(K)
	(I)	⊐- ト * 411	居住者調査	主表 コ	- h* 412	J-1	* 412		(3)+2)×4) × (5)	1)+6)	
要する費用	※ 1	(40, 200)			%2 (1,	, 540)		※ 3		(1,540)	(41,740
		40, 200	4		1	, 540	1, 100	1		5,940		46,140
	١.	移転先地選	定の基準額		金額	7.0		移転工事費	金額	Ą		補償額(L)
契約に要する 費用	土地	実測面積×	買収単価	⑦ [通报	員編P159]⊐-	- h * 413 建 物	四紅糸咫		⑧ [通損編P1	60]⊐-⊦°414	7)+8)	
9,711		※ 4	8, 386, 981		5	, 000	※ 5	28,710,013		10,000		15,000
% 6		地鎮祭		上棟式	〔別表−1	〕補正率	建築祝	※ 7	その他			補償額(M)
の他通常必	9 [;	通損 編P160] ₃	- - ^ 416 🕦 [:	通損 編P10	61]⊐- ⊦ °417	⑪ [通損約	編P161]コート*4	18 12			9+10+	- (1) + (12)
要と認められ る経費		(7,000)		(30,0	000)		45,000)				(82,000
		※ (15, 000)		% (80, 0	00)	※ (12	20,000)				※ (215,000
		55,000		176,0	00	16	65,000					396,000
		平均的労働行					(N) 数表の種別		※3 補償	当数		¥534,000 補償額(N)
※ 1			責金 (日額))	※ 通損編P16	3 補償日	, ,		※3 補償② 同左20		①×②	•
※1 業本の能補償 5.消費	※2	平均的労働分	賃金(日額 33]⊐-ド419 26,700		※ 通損編P16	3 補償日	数表の種別		② 同左		①×②	補償額(N)
※1c 業不能補償5. 消費	※2	平均的労働1	香金(日額 3]コード 419 26,700 費税等相	1当額	※ 通損編P16	3 補償日	数表の種別		② 同左		①×②	補償額(N)
※1業不能補償5.消費	※2 ① 税及 消費利	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消	香金(日額 3]コード 419 26,700 費税等材 額 (標準) [1当額 (税率)	淡 通損編P16 自用	3 補償日 4~165]標 引家·再築	数表の種別		② 同左		①×②	補償額(N)
※1業不能補償5.消費	※2 ① 税及 消費税 移転	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消	青金(日額 3]コード 419 26,700 費税等 材 額 (標準 也等の選定)) [1当額 (税率)	淡 通損編P16 自用	3 補償日 4~165]標 引家·再築	数表の種別 漫準日数表な ・構外・仮		② 同左		①×2	補償額(N)
※1業不能補償5.消費	※2 ① 税及 消費 移 法令	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 発等課税対象 先又は代替よ	重金 (日額 3]コード 419 26,700 費税等相 額 (標準 也等の選定)	目当額 (記税率) に要する	淡 通損編P16 自用	3 補償日 4~165]標 引家·再築 ¥ 32 ¥ 1,588	数表の種別 漫準日数表な ・構外・仮		② 同左		①×2	補償額(N)
※1業不能補償5.消費	※2 ① 税及 消費 移 法令	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 党等課税対象 先又は代替り 上の手続に関	重金 (日額 3]コード 419 26,700 費税等相 額 (標準 也等の選定)	目当額 (記税率) に要する	淡 通損編P16 自用	3 補償日 4~165]標 引家·再築 ¥ 32 ¥ 1,588	数表の種別 選 準日数表な ・構外・仮 1,980 3,840		② 同左		①×2	補償額(N)
※1業不能補償5.消費	※2 ① 税及 消費 移 法令	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 競等課税対象 先又は代替 上の手続に到 ・通知費、移車	重金 (日額 3]コード 419 26,700 費税等相 額 (標準 也等の選定)	目当額 (記税率) に要する	淡 通損編P16 自用	3 補償日 4~165]標 引家·再築 ¥ 32 ¥ 1,588	数表の種別 選準日数表な ・構外・仮 1,980 3,840 3,740	住居無	② 同左	受機構	①×②	補償額(N)
※1業不能補償5.消費	※2 ① 税及 消移転令 転居	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 競等課税対象 先又は代替 上の手続に到 ・通知費、移車	重金 (日額 3]コード 419 26,700 費税等相 額 (標準 也等の選定)	目当額 (記税率) に要する	淡 通損編P16 自用	3 補償日 54~165]標 日家・再築 ¥ 32 ¥ 1,588 ¥ 123	数表の種別 選準日数表な ・構外・仮 1,980 3,840 3,740	住居無 税率 10% =	② 同左 20	E 456	生	補償額(N)
※1業不能補償5.消費①②	※2 ① ① 税及 移 転令 居 合計	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 競等課税対象 先又は代替 上の手続に到 ・通知費、移車	重金(日額 3]コード 419 26,700 費税等材 額 (標準 世等の費用 云旅費その付	目当額 (記税率) に要する	淡 通損編P16 自用	3 補償日 54~165]標 日家・再築 ¥ 32 ¥ 1,588 ¥ 123	数表の種別 選準日数表な ・構外・仮 1,980 3,840 3,740	住居無 税率 10% =	② 同左 20	E 456	生	補償額(N)
※1業不能補償5.消費①②	税及 消費転令居 合計	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 党等課税対象 先又は代替 上の手続に 連 通知費、移車	重金 (日額 13]コード 419 26,700 費税等材 額 (標準 世等の選定に要する費用 云旅費その付象額 (軽	1 当都 (記税率) (記載税率)	淡 通損編P16 自用	3 補償日 3 補償日 34~165]標 引家・再築 ¥ 32 ¥ 1,588 ¥ 12:	数表の種別 選準日数表な ・構外・仮 1,980 3,840 3,740	住居無 税率 10% =	② 同左 20	E 456	生	補償額(N)
*1業不能補償5.消費①②	税及 消費転令居 合計	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 党等課税対象 先又は代替 上の手続に要 通知費、移車	重金 (日額 13]コード 419 26,700 費税等材 額 (標準 世等の選定に要する費用 云旅費その付象額 (軽	1 当都 (記税率) (記載税率)	淡 通損編P16 自用	3 補償日 3 補償日 34~165]標 引家・再築 ¥ 32 ¥ 1,588 ¥ 12:	数表の種別 選準日数表な ・構外・仮 1,980 3,840 3,740	住居無 税率 10% =	② 同左 20	E 456	生	補償額(N)
※1業不能補償5.消費①②	税及 消費転令居 合計	平均的労働分 [通損編P16 をび地方消 競等課税対象 先又は代替り 上の手続にす 通知費、移車 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	重金 (日額 13]コード 419 26,700 費税等材 額 (標準 世等の選定に要する費用 云旅費その付象額 (軽	1 当都 (記税率) (記載税率)	淡 通損編P16 自用	3 補償日 3 補償日 34~165] 標 32 ¥ 1,588 ¥ 123 ¥ 2,034	数表の種別 選準日数表な ・構外・仮 1,980 3,840 3,740	住居無 税率 10% =	② 同左 20	是 数 456 Syste	生	補償額(N)

備考1 各金額欄の上段()書には消費税等課税対象額を記載する。

3. #	运居通知	費、移転旅費その他の雑費
	※ 1	移転工法に応じて標準書の基本額(移転通知及び引越あいさつに要する費用)を計上する。
		[*要点ポイント] 営業補償において移転広告費の補償をする場合は、重複計上に注意。
	※ 2	車(タクシー) 1 台当たり家族 4 人が乗れるものとし、家族人員による必要最小限度の所要台数による交通費を認定する。
	※ 3	仮住居を経由して移転する場合、移転回数2回として引越のために必要な交通費及び日当を算定する。
	※ 4	土地の契約金額は、移転先選定に要する費用を算定するための宅地建物取引業者の報酬額算定の基礎額(残地を含む利用面積×当該土地価格)とする。
		[*要点ポイント] 用地測量業務と用地調査等業務を合併して発注されている業務である場合、土地価格(土地単価)が確定していないため、算定されていない場合もある(発注者へ算定状況の報告等を要する)。
	※ 5	建物等の契約金額は、移転の対象となる建物及び工作物の合計額とする。
		[*要点ポイント] 内訳を記載した別紙(任意様式)を用いて算定される例が多い。
	※ 6	建築祭儀費は、住宅又は店舗等の用に供されている建物を移転し、かつ、地元慣行がある場合にのみ補償する。なお、 建物の種別及び移転工法による補正を行う。
		[*要点ポイント] 営業補償において開店祝費の補償をする場合は、建築祝費との重複計上に注意。
	※ 7	その他の欄は、主に標準書に掲載されている費用(標準的な費用)以外の費用を算定する場合等、必要に応じて用いられる欄である。
4. 京	优業でき	ないことにより通常生ずる損失の補償
	※ 1	発注者によっては、営業休止補償を行う場合は就業不能補償を行わないとしている場合もある。
		[*要点ポイント] 就業不能補償を行う場合、営業補償との重複がないよう要注意。
	※ 2	関東地区の休業補償労働賃金は、県別に設定された単価で算定する。
	※ 3	種別及び補償日数は、就業不能日数表から種別に応じて記入する。
		[*要点ポイント] (1)各事項の内訳について補償の要否判断を行ったうえで、補償日数を認定する。 (2)日数表の注記 1 ~13にも留意のこと。



【 別 紙 】 (任意様式)

◆2. 法令上の手続に要する費用

◇設計、工事監理等業務報酬額 ※1

[通損編P150][参考2]別添二 【R5年度】技師 C:35,600 [通損編P146~147] 戸建住宅の判断基準7m外 ※2 延床面積 建築物類型 加算面積 直下面積 1時間当たりに要する人件費 A棟 第15号第1類型 d = 技師C単価/8 ※1 その他の戸建住宅 0.00 m² 72.03 m² 72.03 m^2 4,450 業務量 ♥ ※3 ※4 直接人件費 設計監理料 **※**5 (直下面積業務量+加算面積1㎡当たり業務量×加算面積)×移転工法別補正率 1時間当たりに要する人件費×業務量 直接人件費×2.1 監理業務料:(e'+F'×c)×g' = h' ※1 設計業務量:(e+f×c)×g=h $d \times (h+h') = i$ + 2.70 × 0.50 = 設計 72.03 4,450×(97+60)= 698,650 1,467,100 監理 0 72.03 × 0.70 = + 1.20

※1 小数点以下切捨て ※2 百円未満切捨て

[通損編P135~145]別表 [通損編P133]移転工法別補正率表

◆3. 移転通知費、その他の経費

◇契約に要す 建物等移転				附帯工作物補償 F合計 +J+K (除却は建物に当	Г	機械設備算定内訳 A合計+D合計+E- (除却は建物に準し	+ H
	※2 建物 🗆	L事費		※ 3	工作物工事費		建物等移転工事費
建物No.	建築工事費	解体工事費	建物 計	→ 附帯工作物	機械設備	工作物 計	建物等移転工事質
A棟	● 建物移転 23,595,852	料算定表 2,603,023		¾4 2,511,138	-		
			26,198,875			2,511,138	28,710,013

移転	工法	契約金額(建物工事費)の構成	参:	参考 (移転料算定表[各工法]の内容・番号※								
再築工法	同種同等	建築工事費(推定再建築費)+	建築	推定再建築費	(11)又は(20)							
		解体工事費(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	解体	取りこわし工事費	(19)又は(23)							
	照応建物	照応建物の建築工事費(推定再建築費)+	建築	照応建物の推定再建築費	(34)							
		解体工事費(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	解体	取りこわし工事費	(19)又は(36)							
曳家工法		曳家工事費+補修工事費	建築	建築工事費	(12)又は(13)							
		(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	解体									
改造工法		切取工事費+切取面補修工事費+残存部の一部改増築工事費	建築	改造工事費	(9)又は(18)							
		(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	解体	解体工事費	(17)又は(19)							
復元工法		復元工事費+解体工事費	建築	復元工事費	(9)又は(18)							
		(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	解体	解体工事費	(17)又は(19)							
除却工法	一部切取	切取工事費+切取面補修工事費	建築	_								
		(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	解体	解体(取りこわし)工事費	(20)又は(24)							
	全部除却	取りこわし工事費	建築	_								
		(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	解体	解体(取りこわし)工事費	(20)又は(24)							

^{※「}移転料算定表[各工法]の内容・番号」は標準的な場合の例を示したものである。

【別糸	氏】設計	·、工事監理等業務報酬額
	※ 1	移転雑費算定要領で定める算定方法(平成31年国土交通省告示第98号第四に定める略算方法)によることを標準とする。
	※ 2	原則として、建物移転料算定要領に基づき算出した延床面積(実測面積)を対象とする。
		[*要点ポイント] 非木造建物における、基礎、躯体の数量算出に用いる統計値対象面積(数量算出基本面積)ではないことに留意を要する。また、一部切取改造の場合は、原則として増築部分の面積を対象とする。
	※ 3	設備が全く存しない施設については、設備に対応する業務量(標準業務人・時間数)を削減し算定する。 (参考) 標準書 算定例 5
		[*要点ポイント] 設備の有無を要確認のこと。(小規模な附属建物に設備なしの場合が多く見られる。)
	※ 4	標準書に掲載される別表第 1 の 1 ~第 15 に記載のない面積の建築物の業務量算出にあたっては、直線補間を行うことにより求める。(参考)標準書 算定例 1 ~ 3
	※ 5	同一敷地内に別設計の建物が存する場合(建物が複数棟ある場合)の端数処理については、棟毎に算出した報酬額をそれぞれ端数処理する(100円未満切り捨て)。(参考)標準書 算定例 5
【別糸	氏】建物	等の契約に要する費用
	※ 1	建物等の契約に要する費用(印紙)は、契約書ごとに必要となるため、一発注単位ごとに必要となる印紙税額を計算する。
	※ 2	建物の移転工法に応じて、建物移転料算定表で算定されている各工事費を対象として、建物に関する契約金額を算定する (消費税等相当額を除く)。(参考)「移転工法別の契約金額(建物工事費)の構成」
		[*要点ポイント] 建築工事費について
		(1)再築工法の場合、再築補償率適用前の額(推定再建築費)である。 (2)照応建物の場合、照応建物の推定再建築費とする必要がある。
		(3)法令改善費の運用益損失補償がある場合、建築工事費については法令改善費を含まない従前の建築工事費とする。
	※ 3	工作物工事費は、建物の例を参考に次により算定する。 復元工事費又は再築工事費(再調達価格)+解体撤去費(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)
		[*要点ポイント] (1)再築工事費(再調達価格)は、再築補償率適用前の額である。 (2)再現する必要がないと認められる工作物(除却工法)の場合、解体撤去費のみを対象とする。
	※ 4	附帯工作物については、「附帯工作物総括計算表」により移転工事費を算定し、附帯工作物補償額算定書の添付書類と される例が多い。

就業不能補償日数表の内訳表

				a 永八及 U·BL IP		項			転失	選	定		1	カ 産	整理	Ł	1	移信	Ė	法令.	上の手	続き		移	転	I.	*	等								
			_									移転		仮住		31		現	仮	新		仮	新		土及地び・建	住居		業者	監	地	上	링	そ		合	計
							先		E				住	住	住	計	住	住	計	建築物確	変更	計	選定		鎮	棟	渡	の	計	1						
種	別						自己 選定 :			業者 選定	自己 選定	業者 選定	居	居	居		居	居		登認 記等	届		契約	督	祭	式	l	他		自己 選定						
			構外移転	仮住居 無	III.	15	3		_	15	3	2.5	_	1.5	4	_	1	1	1	1	2	1.5	5. 5	0.5	1	0.5	1	10	32	20						
		再	erc -	11971112/444	仮住居 有	有	15	3	5	_	20	3	2.5	2	1.5	6	1	1	2	1	1	2	1.5	5. 5	0.5	1	0.5	1	10	40	23					
自用家	7	13 :	**	構内移転	仮住居 無	III.	-	_	-	_		-	2.5	_	1.5	4	_	1	1	1	_	1	1.5	5. 5	0.5	1	0.5	1	10	16	_					
H 711 %	_				仮住居 有	有			5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	1	1	2	1.5	5. 5	0.5	1	0.5	1	10	25	22					
		曳	÷.		所 有 地				5	2	5	2	1	1	0.5	2.5	1	1	2	0.5	0.5	1	1.5	1.5	0.5	_	0.5	0.5	4.5	15	12					
		~ `	3.		所 有 地		5	3	5	-	10	3	1	1	0.5	2. 5	1	1	2	0.5	0.5	1	1.5	1.5	0.5	-	0.5	0.5	4.5	20	13					
		再	exc .	構外	移転		10	3		-	10	3	_		_	_	_	_	_	1	_	1	1.5	5	0.5	1	0.5	0.5	9	20	13					
貸家	-	13 3	**	構内			-		-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	1	_	1	1.5	5	0.5	1	0.5	0.5	9	10	_					
, A	-	曳	ėr .		所 有 地		-	-	-	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	0.5	_	0.5	1.5	1.5	0.5	_	0.5	0.5	4.5	5	_					
			т	他人	所 有 地		5	3	-	-	5	3	-	_	_	_	-	-	_	0.5	_	0.5	1.5	1.5	0.5	-	0.5	0.5	4.5	10	8					
				構外移転	仮住居 無	IK.	-	-	-	_	-	_	2.5	-	1.5	4	_	1	1	_	1	1	_	-	-	_	_	1	1	7						
借家ノ		継	壳	11971112144	仮住居 有	f	-	-	5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	_	1	1	_	_	-	_	_	1	1	15	12					
111 35 /	Ĺ			構内	移転				5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	_	1	1	_	_	_	_	_	1	1	15	12					
			継	続 困	難		10	3	-	-	10	3	2	_	1.5	3. 5	-	1	1	-	0.5	0.5	_	_	_	-	-	_	_	15	8					
		再	ex .	構外			10	3		_	10	3	0.5	_	0.5	1	-	_	_	1	_	1	1	1	0.5	_	0.5		3	15	8					
附属家	-	13 :	*	構内	移転					_		_	0.5	_	0.5	1	_	_	_	1		1	1	1	0.5	_	0.5	_	3	5	_					
PID APPS =3	-	电	家	自己	所 有 地		_	-[-	_	-	_	1	_	0.5	1.5	_	_	_	0.5	_	0.5	1	1	0.5	_	0.5	-	3	5	_					
		:X, ,	3.	他 人	所 有 地		5	3	-	-	5	3	1	_	0.5	1.5	-	_	_	0.5	_	0.5	1	1	0.5	_	0.5	-	3	10	8					
Ι.	作	物		構外	移転		3	3	-	_	3	3	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	1	_	_	_	_	2	5	5					
	1F	199		構内	移転		-	-	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	1	1	_	-	-	-	2	2	_					
墓		地		構外	移転		15	3		_	15	3	_	_		_	_	_	_	_	_	_	1	1	0.5	_	0.5	2	5	20	8					
365		ᄱ		構内	移転		_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	1	0.5	_	0.5	2	5	5	_					
建設	- - -	定 批	. [構外	移転		10	3	-	_	10	3		_		_	_	_	_	1	_	1	_	_	_	_	_	_		11	4					
AE IX	. 1-	AL 70	,	構内	移転		-	-	-	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-	1	_	1	-	-	-	-	_	-	-	1	_					

- ※「自用家・再築・構外移転・仮住居有」及び「自用家・曳家・他人所有地」の宅地建物取引業者に委託して仮住居先を選定する場合の補償日数(2日)分は、移転先選定に保る補償日数として掲げる日に含むものとする。
- ※「自用家・再築・構内移転・仮住居無」において「住居変更届」が必要な場合は、適宜加算することができるものとする。

1. 建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者の場合

〔就業不能日数表〕の注記

- 注 ① 就業できないことにより通常生ずる損失の補償をする場合とは、用対連基準第37条第2項及び同基準細則第21-5、21-6に基づき行うものである。
 - ② 種別欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。ただし、農地、資材置場等又は墓地とその他の項目に 該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は墓地の日数を加えることができるものとする。 なお、資材置場等、墓地に通常存すると想定され得る工作物及び立竹木については、すでに考慮した上での補償日数である。
 - ③ 上記②ただし書きに従い日数を加える場合においては、就業不能補償日数内訳表を参考に、各事項を別々に行うことが合理的と認められる時に限り、加えることができるものとする。
 - ④ 工場、倉庫、店舗、事務所等については、この表に準じて算定するものとする。
 - ⑤ 区分所有建物については、自用家再築に準ずるものとする。
 - ⑥ 立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。
 - ⑦ この表に掲載されている日数は、最大日数であるため、**就業不能日数の認定にあたっては、就業不能補償日数内訳表又は®の内訳によりその必要性の有無を検討の上適宜認定する**ものとする。
 - ⑧ 土地のみの場合は、その他通常生ずる損失の補償として3日(内訳:調書の確認0.5日、価格の提示0.5日、用地協議1日(0.5*2)、印鑑証明書の受領0.5日、契約の締結0.5日)を上限とし、その必要性の有無を検討の上適宜認定する。また、土地に立竹木又は工作物がある場合は、5日を上限とする。
 - ⑨ 共有又は相続により、契約の相手が複数となる場合については、次のとおりとする。イ 同居の親子、配偶者及び兄弟については1件とする。
 - ロ イ以外の相手方については、必要となる日数を就業不能補償日数内訳表又は⑧の内訳により適宜認定するものとする。
 - ⑩ 官公署が相手方である場合は、補償しない。
 - ⑪ 個人又は法人の棚卸し資産であるものについては、補償しない。
 - ⑩ 区画整理事業の場合については、実態に応じて「移転先選定」及び「法令上の手続」の日数を控除するなど、適宜補正するものとする。
 - ⑬ 配偶者居住権を有する者は、借家人継続に準ずるものとする。